



障がいについて どれくらい知っていますか？

障がい者週間 12月3日(土)～9日(金)

区は、障がいのある方もない方も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

そのためには、社会に参加をする上での障壁(バリア)をなくすことが重要です。

障がいのあることにいち早く気づき、配慮ができると障壁を減らすことにつながります。

共生社会の実現への第一歩として、まず知ることから始めてみませんか？

確認してみよう 障がいを表すシンボルマークの一例

※世界共通のマークです

<p>障害者のための国際シンボルマーク</p>  <p>障がいのある方が利用しやすい施設であることを示します 昭和44(1969)年制定(※)</p>	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p>  <p>視覚障がいの方の安全などに考慮された建物・設備・機器です 昭和59(1984)年制定(※)</p>	<p>身体障害者標識(身体障害者マーク)</p>  <p>肢体不自由の方が運転する車に表示します 平成14(2002)年制定</p>	<p>聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)</p>  <p>聴覚障がいの方が運転する車に表示します 平成20(2008)年制定</p>	<p>ほじょ犬マーク</p>  <p>補助犬と一緒に活動できる社会を築くための啓発用マークです 平成22(2010)年制定</p>
<p>耳マーク</p>  <p>聞こえが不自由なため配慮を求めることを示します 昭和50(1975)年制定</p>	<p>オストメイト用設備/オストメイト</p>  <p>オストメイト(人工肛門など)用の設備を示します 平成12(2000)年制定</p>	<p>ハート・プラスマーク</p>  <p>身体内部に障がいがあることを示します 平成15(2003)年制定</p>	<p>ヘルプマーク</p>  <p>外見からは分からなくても援助・配慮の必要性を知らせています 平成24(2012)年作成</p>	<p>手話マーク</p>  <p>手話でのコミュニケーションの配慮を求めることを示します 平成28(2016)年制定</p>

障がいのある方への支援時のポイント

日頃から障がいのある方を支援している同行援護のガイドヘルパーに聞きました

必要とする支援は、本人の状況によってさまざまです。障がいのある方にとって自分の意志で行動するためにはどのような支援が必要か、相手の立場で考え、一方的にならないよう、確認しながら支援しています。皆さんも街中で困っている方を見かけたら、話しかけたり、顔を見たりしながら、どのような支援が必要なのか、その人の置かれている状況やシンボルマークなども参考に聞いてみてください。



同行援護の様子
(写真右がガイドヘルパー)

同行援護とは？

視覚障がい者が外出する際に、移動の支援や移動中の障がい物や看板などの視覚情報の提供、代筆・代読などを行う大切な障害福祉サービスです。

合理的配慮とは？

障がいのある方もない方も自分らしく生活するためには、人それぞれの個性や障がい特性を社会全体が認め、理解する必要があります。シンボルマークの意味を知ること、相手を理解する上で役に立ちます。

それぞれが障がい者の権利を守る意識を持ち、お互いを尊重しながら、話し合いの中で歩み寄り、社会的バリアを取り除くために、できる範囲で必要な工夫や対応を行っていく合理的配慮が求められます。

大田区障がい者
差別解消支援地域協議会委員
たかはしみさ
弁護士 高橋未紗さん

